

事故対応マニュアル

学校法人 畑佐学園
神明幼稚園

このマニュアルは、事故等の危機に対し、的確かつ迅速に対応または予防するために必要な事項を定めて、園児・保護者・職員の生命及び健康を守ることを目的とする。

1. 危機管理における指揮権

事故発生時において的確な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の次席者又は代行者を日常から選任していくことが必要である。選任された者はこのマニュアルの対応を基準に、園児・保護者・教職員の生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。

なお、このマニュアルでは、理事長・園長・総主任・事務長を管理者、教員及び職員を総称して職員という。

【1】基本的指示権

基本的指示権とは、日常の教育時において命令・指示権を持つ者で、順位としては次の通りとする。

- ① 園長(理事長)
- ② 事務長
- ③ 総主任
- ④ 学年主任

【2】管理者不在時の指揮権者(現場責任者)

〈送迎バス運行時〉

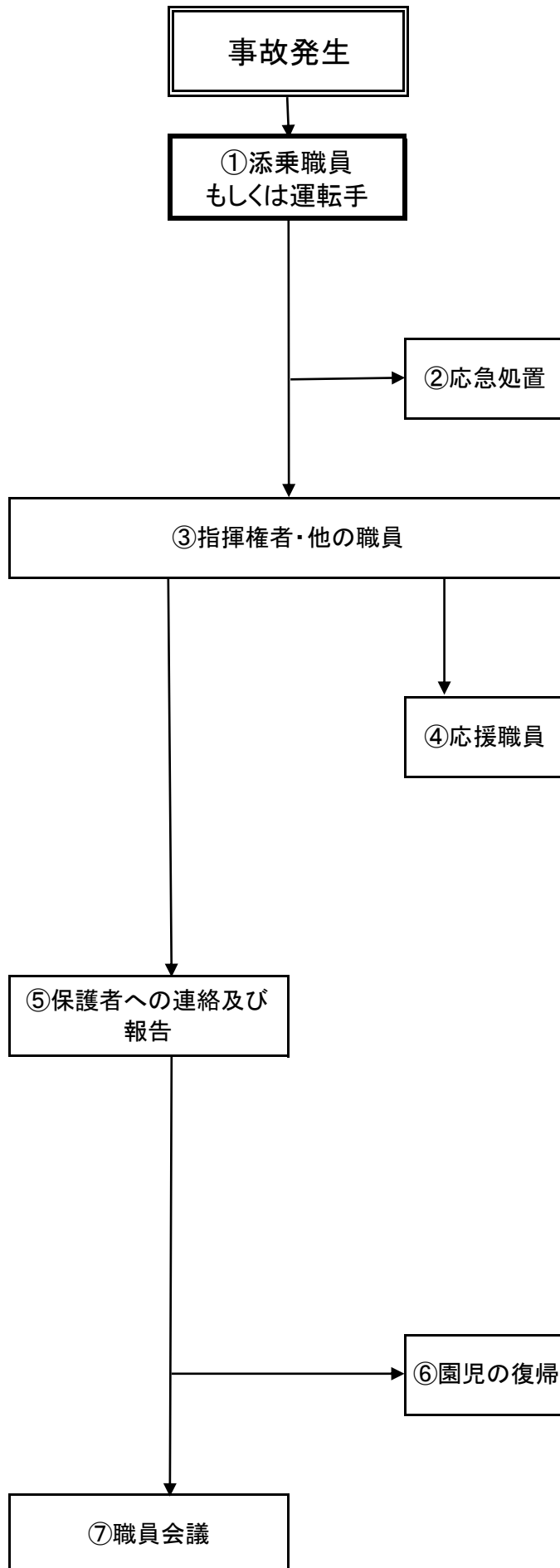
- ① 添乗職員
- ② 運転手

2. 事故発生時の対応

【1】送迎バス運行時

- ① 事故発生時の状況及びけが人の有無、けが人がいた場合のけがの程度を園にいる指揮権者に報告。
- ② 救急の処置が必要と判断した場合は、躊躇せず119番通報する。
- ③ 報告を受けた指揮権者は、周囲の職員に事故発生を伝える。
- ④ 乗車していた園児について、大きな外傷や意識障害が見られず、帰宅が可能な園児については、別のバスにて送迎する。
送迎引き渡し時には、必ず保護者へ現状把握している情報を説明すること。
- ⑤ 事故に関係する園児の担任に、該当園児保護者への連絡を要請し、その後の園児の様子を確認してもらう。

状況対応フローチャート(送迎バス事故の場合)



①事故発生時の状況及びけがの程度を把握し、園に報告
この時、メールで事故発生と把握している情報を保護者に伝える。

②けがの状況に応じて適切な応急処置を施す。(場合によっては救急車の要請も)

③報告を受けた指揮権者は、他の職員へ事故の報告を行うとともに、事故現場で応援が必要な場合は、現地へ赴くよう指示する。

④応援の職員は、園児のけがの状況を把握し、自宅待機が可能と判断した園児については、保護者への送迎を行う。その際に、事故状況やけがの具合等現状で把握している情報を保護者に伝える

⑤保護者に、事故発生状況とけがの程度を伝える。
救急搬送された園児がいた場合は、まず最初にその園児保護者に連絡をとり、詳細や搬送先病院等を伝えて病院へ向かってもらう。
また、事故後帰宅された園児について、体調等に変化がないか確認する。

⑥園児の復帰後は、担任だけでなく、他の職員も園児を観察し、変化があれば園長・総主任・学年主任に報告する。

⑦事故発生の状況分析を行い、今後の事故防止対策等について全職員で確認する。